

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年9月28日
【四半期会計期間】	第45期第1四半期（自 2021年5月16日 至 2021年8月15日）
【会社名】	株式会社銚子丸
【英訳名】	Choushimaru Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石田 満
【本店の所在の場所】	千葉県美浜区浜田二丁目39番地
【電話番号】	043-350-1266（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 仁科 善生
【最寄りの連絡場所】	千葉県美浜区浜田二丁目39番地
【電話番号】	043-350-1266（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 仁科 善生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第44期 第1四半期 累計期間	第45期 第1四半期 累計期間	第44期
会計期間	自2020年 5月16日 至2020年 8月15日	自2021年 5月16日 至2021年 8月15日	自2020年 5月16日 至2021年 5月15日
売上高 (百万円)	4,351	3,970	17,794
経常利益 (百万円)	239	332	864
四半期(当期)純利益 (百万円)	91	201	378
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	315	315	315
発行済株式総数 (千株)	14,518	14,518	14,518
純資産額 (百万円)	6,614	7,021	6,906
総資産額 (百万円)	13,287	9,888	12,697
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	6.70	14.69	27.66
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	6.70	14.68	27.66
1株当たり配当額 (円)	-	-	6.00
自己資本比率 (%)	49.7	70.9	54.3

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生したリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期累計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症が首都圏中心から再び全国に拡がりを見せ、日常生活が大きく制約を受ける中で、景気が低迷し、生産活動も停滞するという厳しい状況が継続しました。個人消費におきましても、ワクチン接種が当初の想定どおりに進まず、一方で、従来株から変異株（デルタ株）への置き換わりが進み、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域が地方にも拡大されるなど、先行き不透明な状況が続きました。

外食業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動制限や外出自粛に対応した、お客様の生活様式や外食に期待するサービス内容の変化が継続しました。人との接触機会の少ないテイクアウトやデリバリーサービスなどが増加する一方で、店内飲食が減少する傾向に歯止めがかからず、経営環境は依然として厳しい状況が続きました。

このような状況において、当社は、店内でのフィジカルディスタンスの確保等、お客様及び従業員の安心・安全を最優先にした「感染しない、させない営業」の徹底と、『お店との繋がり』が実感できる「ウィズ・コロナ時代の銚子丸劇場」への進化に邁進し、既存客の来店動機の抑制要因の軽減に努めました。また、アフター・コロナ時代を見据えた収益モデルへの移行を積極的に推進するために、テイクアウトメニューの拡充と、更なるデリバリー需要の拡大を見据えた営業体制の充実を図りました。

店舗開発につきましては、2021年8月に、テイクアウト専門店4号店として落合店（東京都新宿区）を新規に出店しました。この結果、当第1四半期会計期間末の店舗数は92店舗となっております。

業績につきましては、当社の営業地域である1都3県において緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置等に基づく協力要請等への対応を余儀なくされ、特にアルコール提供禁止または提供方法が制限された対象区域所在店舗でのアルコール類の売上減少、及び飲酒目的のお客様の来店意欲の低下に伴う来店客数の減少等の影響により、当第1四半期累計期間における売上高は39億70百万円（前期比8.8%減）、営業利益は23百万円（同89.7%減）となりました。

一方で、受取協力金（新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う各自治体からの協力金）3億5百万円を営業外収益として計上したこと等により、経常利益3億32百万円（同39.0%増）となりました。なお、採算が悪化した店舗に係る減損損失12百万円を計上したこと等により、四半期純利益は2億1百万円（同119.3%増）となりました。

(2)財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

（資産）

当第1四半期会計期間末における資産は、前事業年度末に比べ28億8百万円減少し、98億88百万円（前事業年度末比22.1%減）となりました。主な要因は、次のとおりであります。

流動資産は、前事業年度末に比べ28億35百万円減少し、72億64百万円（同28.1%減）となりました。主な内訳は、現金及び預金の減少30億4百万円であります。

固定資産は、前事業年度末に比べ26百万円増加し、26億24百万円（同1.0%増）となりました。これは、主に建物（純額）の増加7百万円及びその他（純額）の増加25百万円によるものです。

（負債・純資産）

当第1四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ29億24百万円減少し、28億67百万円（前事業年度末比50.5%減）となりました。主な要因は次のとおりであります。

流動負債は、前事業年度末に比べ29億23百万円減少し、24億5百万円（同54.9%減）となりました。主な内訳は、1年内返済予定の長期借入金の減少30億円によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べ1百万円減少し、4億62百万円（同0.2%減）となりました。

純資産は、前事業年度末に比べ1億15百万円増加し、70億21百万円（同1.7%増）となりました。主な内訳は、利益剰余金の増加1億13百万円であります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

特に記載すべき事項はありません。

(6) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	54,000,000
計	54,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年8月15日)	提出日現在発行数(株) (2021年9月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	14,518,000	14,518,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	14,518,000	14,518,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年5月16日～ 2021年8月15日	-	14,518,000	-	315,950	-	236,829

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年5月15日)に基づく株主名簿による記載をしておりません。

【発行済株式】

2021年8月15日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 818,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,696,200	136,962	-
単元未満株式	普通株式 2,900	-	-
発行済株式総数	14,518,000	-	-
総株主の議決権	-	136,962	-

【自己株式等】

2021年8月15日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社銚子丸	千葉県美浜区浜田二丁目39番地	818,900	-	818,900	5.64
計	-	818,900	-	818,900	5.64

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2021年5月16日から2021年8月15日まで）及び第1四半期累計期間（2021年5月16日から2021年8月15日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年5月15日)	当第1四半期会計期間 (2021年8月15日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,011,541	6,006,982
売掛金	767,629	805,620
原材料及び貯蔵品	134,370	120,515
その他	186,672	331,734
流動資産合計	10,100,214	7,264,853
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	684,542	692,085
その他(純額)	444,128	469,485
有形固定資産合計	1,128,670	1,161,570
無形固定資産		
投資その他の資産	22,866	22,236
繰延税金資産		
繰延税金資産	409,387	409,387
敷金及び保証金	828,175	829,994
その他	208,310	200,914
投資その他の資産合計	1,445,873	1,440,296
固定資産合計	2,597,410	2,624,102
資産合計	12,697,625	9,888,956
負債の部		
流動負債		
買掛金	574,112	589,813
短期借入金	-	360,000
1年内返済予定の長期借入金	3,000,000	-
未払金	1,239,848	1,072,233
未払法人税等	249,790	154,328
賞与引当金	100,810	77,600
株主優待引当金	33,435	28,081
店舗閉鎖損失引当金	2,000	2,000
その他	128,380	121,249
流動負債合計	5,328,377	2,405,305
固定負債		
資産除去債務	296,535	297,473
その他	166,693	164,656
固定負債合計	463,228	462,130
負債合計	5,791,606	2,867,436

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年5月15日)	当第1四半期会計期間 (2021年8月15日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	315,950	315,950
資本剰余金	253,811	253,811
利益剰余金	7,024,719	7,138,124
自己株式	697,275	697,275
株主資本合計	6,897,204	7,010,610
新株予約権	8,813	10,910
純資産合計	6,906,018	7,021,520
負債純資産合計	12,697,625	9,888,956

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2020年5月16日 至 2020年8月15日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年5月16日 至 2021年8月15日)
売上高	4,351,669	3,970,459
売上原価	1,753,314	1,632,226
売上総利益	2,598,354	2,338,233
販売費及び一般管理費	2,374,173	2,315,136
営業利益	224,180	23,096
営業外収益		
受取利息	394	279
協賛金収入	12,777	45
受取保険金	-	99
受取協力金	-	305,868
その他	2,561	3,581
営業外収益合計	15,733	309,873
営業外費用		
支払利息	690	534
その他	2	6
営業外費用合計	692	540
経常利益	239,222	332,429
特別利益		
新株予約権戻入益	-	58
特別利益合計	-	58
特別損失		
減損損失	43,249	12,730
店舗閉鎖損失引当金繰入額	51,944	-
固定資産除却損	0	-
特別損失合計	95,193	12,730
税引前四半期純利益	144,028	319,757
法人税等	52,260	118,556
四半期純利益	91,767	201,200

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来、販売費及び一般管理費に計上していた販売促進費等の顧客に支払われる対価については、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計基準を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて、当第1四半期累計期間の売上高が52,544千円減少し、販売費及び一般管理費は60,618千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益がそれぞれ8,073千円増加しております。また利益剰余金の当期首残高は5,601千円減少しております。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期損益計算書関係)

店舗閉鎖損失引当金繰入額

閉店予定店舗に係る賃貸契約の解約に伴う中途解約違約金等の見込み額を計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年5月16日 至 2020年8月15日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年5月16日 至 2021年8月15日)
減価償却費	63,950千円	61,105千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年5月16日 至 2020年8月15日)

配当金支払額

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年5月16日 至 2021年8月15日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年8月5日 定時株主総会	普通株式	82,194	6.00	2021年5月15日	2021年8月6日	利益剰余金

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、寿司事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2021年5月16日 至 2021年8月15日)
千葉県	1,580,680
東京都	1,660,714
埼玉県	511,565
神奈川県	217,498
顧客との契約から生じる収益	3,970,459
その他の収益	-
外部顧客への売上高	3,970,459

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年5月16日 至 2020年8月15日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年5月16日 至 2021年8月15日)
(1) 1株当たり四半期純利益	6円70銭	14円69銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	91,767	201,200
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	91,767	201,200
普通株式の期中平均株式数(千株)	13,698	13,699
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	6円70銭	14円68銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	0	3
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年9月28日

株式会社銚子丸
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 録 宏 行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀 井 秀 樹

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社銚子丸の2021年5月16日から2022年5月15日までの第45期事業年度の第1四半期会計期間（2021年5月16日から2021年8月15日まで）及び第1四半期累計期間（2021年5月16日から2021年8月15日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社銚子丸の2021年8月15日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー 手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。